

**運用財産のみの出資評価で納税者が逆転勝訴（平成 20 年 3 月 27 日、東京高裁判決）**

医療法人の増資時において増資を著しく低い価額で引き受けたのは、相続税法第 9 条（その他の経済的利益）にあたるとして贈与税の決定処分を受けていた納税者が、その決定処分の取消しを横浜地方裁判所に請求していた。これに対し、一審の横浜地裁では国側の処分を認め、納税者の請求を棄却した。これを受けて納税者は、東京高等裁判所に控訴していたが、このほど 3 月 27 日、東京高裁は、医療法人の出資評価を運用財産のみで評価した納税者の主張を認める逆転判決をした。

判決文によると東京高裁は、本件医療法人が定款によって『退社時には運用財産について出資額に応じた払い戻し請求ができること』、また、『解散時の基本財産は国に帰属すること』のように運用財産と基本財産とを明確に区分していることなどから、出資持分の評価を国が主張するような、基本財産と運用財産に区分しないのは相当でないと判断し、国側の主張を退けた。

一方、国側は東京高裁の判決が、相続税の評価実務を覆すものであるとして最高裁判所へ上告している。

